

に依り報告したが主ある事項は共済組合改議會に常設機關を設置した事、共済組合の法人化と組合員參與權獲得の大成、全官業從業員の調印を求める議會に請願した。この要求は大体に於て当局も諒解し四月より責任者を定め了一意研究立案し努力してゐる筈であるから近く實現するものと信じられる

④ 共済組合規則の改善

我々の多年の要求があつた陸軍共済組合規則の改正は二月四日附と以て改正發表され、一月一日に期つて實施された事についた。改めて結果は殆んど我々の要求に近づいたのであつた。即ち改正の主ある点をあげると左の通りである

一、掛金約十分の五を増加徴される事にあつたが他省との振合を見れば負担増加率は極めて軽い方であつた

二、掛金還付主義が確立され掛け金は賃退給付金に並び

如何かの場合と雖も割増金を附して返還される事になった。

三、其他薬料投革(医療給付)被災事業中、給料と食費給(療養給付)等は健康保険と同様である。

右の内掛け金還付主義を実行せよは陸軍共済組合会議下第2回評議會等の主張せる資本家全額負担の健康保険を找はず事実上は於て獲得した譯である。

これに反して商工、大船、内務、海軍等の各省の共済組合は未だ、改點されたうどあるが然くは今後この方面に努力して陸軍の例に倣ひて掛け金還付主義を獲得せねば

いかん。

四、大掛金累收案の議會に於ける運命が、農平問題
越後鉄道買収問題等とから人を逼迫困難と伝へたうえ八情
議會では該案の否決が農林所從業員の利益に重大
關係があるの不平を委員に述べて後續的の逼迫運動